

随意契約結果(業務委託)

様式14

鶴見区発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市鶴見区役所 住民情報業務等委託 長期継続契約	委託	株式会社パソナ パソナ・大阪	310,860,000円	令和7年10月15日	地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号	G5	—

様式 15

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市鶴見区役所 住民情報業務等委託 長期継続契約

2 契約の相手方

株式会社パソナ パソナ・大阪

3 特名随意契約理由

鶴見区役所住民情報業務等は区役所窓口の顔を担う重要な業務であり、現行のサービスの品質を低下させることなく、業務を遂行する必要がある。そのため、単なる価格競争ではなく、事業者の本業務に対する理解度をはじめとし、運営体制、情報管理、労務管理、提供する市民サービスの基本的な考え方などを確認するとともに、長期継続契約に耐えうる資力・財政体力を有しているかを評価し、上位事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式を採用し、選定された事業者である株式会社パソナ パソナ・大阪と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見区役所窓口サービス課住民情報担当（電話番号 06-6915-9963）